

平成 26 年度公正取引委員会調達改善計画

平成 26 年 3 月 31 日

公正取引委員会

1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。こうした調達改善の取組は、公正取引委員会において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、次のとおり、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組み、調達改善を推進することとする。

2. 調達の現状分析

公正取引委員会は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」及びそれに関連する法律の執行機関であり、多額の財・サービスの調達を要する事業を行っていないという業務内容の特性上、財・サービスの調達に係る支出は限定的であり、経費の構成や調達内容は、年度によって大きく変化することが少ないという特性がある。

このような特性を踏まえた上で、公正取引委員会において重点的に取り組む分野を検討するに当たり、平成 24 年度の調達構造及びこれまでの調達改善の実施状況を把握・分析した上で、改善効果が大きくなると想定される分野を対象とする。

公正取引委員会が実施する財・サービスの調達は、ほとんどが庁費類であるところ、平成 24 年度における調達額は約 7 億 9 千万円であり、経費別の構成は下表のとおりである。

【公正取引委員会における庁費類の調達の特徴】

経費	調達金額	割合	調達件数	割合
庁舎維持管理経費	2 億 6500 万円	33.5%	123 件	6.4%
情報システム化推進経費	1 億 2300 万円	15.5%	84 件	4.4%
一般事務費	1 億 1400 万円	14.4%	497 件	28.1%
審査関係経費（犯則調査含む）	6600 万円	8.3%	459 件	23.9%
独占禁止法違反措置等の共通経費	6400 万円	8.1%	58 件	3.0%
その他経費	1 億 5900 万円	20.1%	656 件	34.2%
合計	7 億 9000 万円	100.0%	1842 件	100.0%

※ 調達金額及び割合の合計欄の値は、四捨五入の関係で各項目の総計値と一致しない。

このうち、もっとも規模が大きい庁舎維持管理経費（約2億6500万円）は、主に、例えば、本局が入居する「中央合同庁舎第6号館の施設管理・運營業務」といった法務省等の庁舎の管理官署が調達し、当委員会は使用量等に応じて支出しているものであるが、既に、管理官署と共同調達等を実施しており、改善の余地が少ない。

二番目に規模が大きい情報システム化推進経費（約1億2300万円）は、既に多くの調達において国庫債務負担行為を利用した複数年度契約等を実施して経費低減に努めており、やはり改善の余地が少ない。

したがって、平成26年度は、一般事務費、審査関係経費、独占禁止法違反措置等の共通経費及びその他経費の分野において、昨年度までに改善を図った調達（例えば複合機の保守業務）や、自主的な取組によって改善を図ることが難しい調達（例えば郵便料金）を除く調達の中から、調達改善の余地が大きいものについて、重点的に取り組むこととする。

3. 重点的に取り組む調達

平成24年度の調達構造及びこれまでの調達改善の実施状況を把握・分析した結果から、下記の調達への取組を次のように実施する。

（1）携帯電話に関する調達

公正取引委員会が所有・使用する携帯電話の基本料金及び通話料金について、料金プランの見直しを行い、利用実態に即した最適な料金プランによる調達を実施することにより、1台当たり調達経費の20%低減を目指す。（平成24年度調達金額約2.6万円/台）

（2）電話交換業務に関する調達

電話交換業務の委託については、一般競争入札により調達しているところ、平成26年度調達においては、応札参加条件を見直すことにより、入札参加業者の増加を図り、調達経費の2%低減を目指す。（平成24年度調達金額約456万円）

4. 継続的な取組等

昨年度まで調達改善の取組等にて実施し、適正な調達に資する継続的な取組については、今年度も同様に実施することとし、特に競争性の向上に資する取組について積極的に実施する。実施する内容は、次の（1）から（3）のとおりである。

（1）随意契約に関する取組

① 事前審査の実施

競争性のない随意契約については、引き続き、公正取引委員会に設置

している随意契約審査委員会において、真にやむを得ないものかどうかの検証を行い、随意契約の見直し・縮減に努める。

② 価格交渉の推進

随意契約であっても価格の妥当性を向上させるため、契約内容を調整しながら見積を徴するなど工夫を行うことにより、価格交渉を実施する。

③ 総合評価落札方式への移行

企画競争による随意契約を行っている広報業務に係る調達について、総合評価落札方式による入札を実施する。

(2) 一者応札の改善

・ ヒアリング調査

入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者から意見を聴取し、分析することで次回以降の調達に活用する。

(3) 汎用的な物品・役務

① 競争性の向上

競争性のない随意契約となっている調達について、仕様の見直し等を図り、競争性のある契約への移行を進める。

② 共同調達対象品目の拡大

平成 25 年度まで法務省と合同で共同調達している 13 品目について、今年度も継続して共同調達を実施するとともに、今年度からは郵便切手及び印紙についても法務省との共同調達を実施し、事務手続の負担軽減を図る。

また、地方事務所及び支所においても、共同調達対象品目の拡大に努める。

③ 調達の効率化

地方事務所及び支所を含めた本局での一括調達や年間契約による調達を推進する。

5. その他の取組

・ 調達担当職員を対象とした研修の実施

新たに調達手続を担当することとなった職員に対し、適正調達について意識向上を図るための研修を実施する。

6. 実施状況の把握

調達改善計画の実施状況については、上半期（4～9月）終了及び年度終了後に取りまとめる。

7. 自己評価の実施

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

8. 推進体制

（1）推進体制

「公正取引委員会調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

統括責任者	官房総括審議官
副統括責任者	官房総務課長
メンバー	官房総務課企画官 官房総務課会計室長
事務局	官房総務課会計室

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとする。また、事務局は、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

（2）外部有識者の活用

取組の推進に当たっては公正取引委員会契約監視委員会各委員の意見を活用する。

（3）内部監査の活用

毎年度実施している会計事務監査における監査項目として、調達改善計画の進捗状況を設定し、調達改善計画の検証や評価を行う。

9. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、公正取引委員会のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。